

令和9年度 養父市中学生スポーツ・文化芸術活動「やぶ☆チャレクラブ」募集

令和8年10月14日

養父市では、中学生（義務教育学校後期課程生徒含む）が多様なスポーツや文化芸術活動に親しみ、継続した活動が行えるよう、令和10年度に学校部活動を終了し、生徒が地域の方々とともに活動する「養父市チャレンジ活動（やぶ☆チャレ）」を開始します。

「養父市チャレンジ活動」を実施するにあたり、この取組の趣旨に沿って先行実施する、活動主体「やぶ☆チャレクラブ」を募集します。

1 募集する「やぶ☆チャレクラブ」の活動概要

(1) 活動内容

- ・ スポーツ ・ 文化芸術活動 ・ 社会貢献活動

(2) 活動場所

- ・ 市内各中学校（義務教育学校）運動場、体育館など
※使用については、「養父市立学校施設等使用条例」に遵守する
- ・ 市内公共施設
- ・ その他

(3) 対象

中学生・義務教育学校後期課程生徒

※文化・芸術クラブは、幼児・児童・生徒や大人の参加も可とする

(4) 定員・会費

活動団体において定める

2 「やぶ☆チャレクラブ」申込資格等

- (1) 養父市立中学校（義務教育学校後期課程含む）に在籍している生徒が活動に参加できること
- (2) 市内に事務局を置き、市内で活動すること
※対外試合などは活動場所を市内に限定しない
- (3) 団体の代表者は18歳以上（高校生は除く）であること
- (4) 営利目的を主とした運営でないこと
- (5) 生徒の健全育成を主たる目的として活動すること
ア 勝敗に偏った指導にならないように努めること
イ 指導者は、指導中における暴力・体罰・セクハラ等を行わないこと
- (6) 活動の参加者、指導者等に、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入を義務付けること
- (7) 参加者へ政治・宗教に関する活動をしないこと
- (8) 「地域クラブ活動の総合的なガイドライン」を基に活動日数及び活動時間を設定すること（休日のみ活動の場合は別途協議）
- (9) 指導者は、養父市教育委員会が指定する研修を毎年受講すること
- (10) 活動内容を適切に記録し、養父市教育委員会が別に定める書式により活動報告を行うこと

3 承認までの流れ

- (1) 代表者が、令和9年度「やぶ☆チャレクラブ」申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、養父市教育委員会に令和8年12月17（木）までに提出する。
- (2) 養父市教育委員会が申込書を確認し、審査する。審査結果については、令和9年度「やぶ☆チャレクラブ」登録承認・不承認通知書（様式第2号）で代表者に通知する。

4 支援内容

令和9年度は、先行実施する「やぶ☆チャレクラブ」対象に次の支援を行う。

- (1) 指導者研修の実施
- (2) 安全管理に関する助言
- (3) 活動経費の一部補助（予算の範囲内）

5 令和10年度の制度変更について

令和10年度は学校部活動が終了し、地域クラブが生徒の活動機会を担う「本格実施年度」となる。このため、令和10年度は令和9年度と制度が異なる。

(1) クラブ区分の導入（A区分・B区分）

令和10年度からは、クラブを次の2区分に整理し、それぞれの役割に応じて支援内容および責任範囲を整理する。

【A区分：やぶ認定地域クラブ】

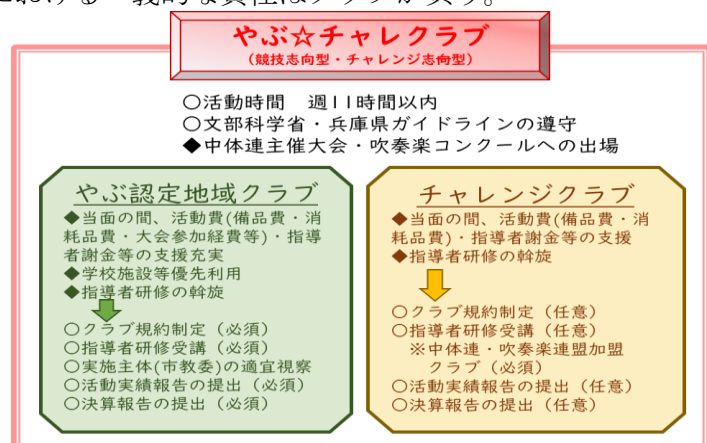
やぶ認定地域クラブは、安全かつ継続的に活動できる体制を備え、一定の規準を満たすクラブを対象とし、当面の間の活動費（備品費、消耗品費、指導者謝金、大会参加経費等の支援）一部支援、学校施設等優先利用、指導者研修の斡旋等を行う。運営・指導における責任の一部を養父市教育委員会が負う。中体連大会、吹奏楽コンクール等へ申請なしに出場参加できる。

【B区分：チャレンジクラブ】

チャレンジクラブは、多様な活動を提供し、多くの条件にとらわれず、より自主的な活動を行うクラブを対象とし、当面の間は活動費（備品費、消耗品費、指導者謝金等の支援）、指導者研修の斡旋等を一部支援する。運営・指導における一義的な責任はクラブが負う。

■ A区分とB区分の関係図

（認定要件の主な違い等）



※ A区分、B区分とも自主運営となるが、A区分については、養父市教育委員会が活動場所の確保に配慮し、指導者配置や安全管理について優先的に支援する。B区分は、多様な活動を提供するクラブであり、運営・指導に関する一義的な責任はクラブとなる。

- (2) 令和9年度先行実施クラブが自動的に令和10年度へ移行するのではなく、令和10年度に向けて別途審査を行い、改めて正式にA・B区分に応じて認定する。